

# 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局係設置規程

平成 21 年 3 月 31 日

訓令第 2 号

## (趣旨)

第 1 条 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局規則(平成 19 年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第 6 号)第 2 条第 3 項の規定に基づく係の設置については、この訓令に定めるところによる。

## (係の設置)

第 2 条 設置する係は、次の表のとおりとする。

課	係
総務課	総務係
	財政係
企画課	企画情報係
	保健事業係
資格保険料課	資格係
	保険料係
給付課	給付係
	審査係

## (係の分担する事務)

第 3 条 係の分担する事務は、課長が定める。

## (委任)

第 4 条 この訓令に定めるものほか、係の設置に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 29 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 24 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 9 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。